

令和4年長審第5号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月21日14時08分少し過ぎ
熊本県三角港踊瀬付近

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A
総 ト ン 数 4.8トン
登 録 長 11.81メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 176キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、昭和61年12月に進水し、遊漁に従事するときの最大と
う乗人員が旅客12人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、操舵
室を船体中央やや後方に配置し、同室右舷前部に舵輪、舵輪前方に
左舷側から魚群探知機、レーダー、GPSプロッター及び機関監視
盤、舵輪後方に操縦席、操縦席右舷側側壁に機関遠隔操縦装置をそ
れぞれ備えていた。

また、Aは、前示GPSプロッターが干出浜を明確に表示せず、
同プロッターと同型の機種を掲載したカタログには、搭載している
海底地形図が海図の代替として活用できないことから、航海には海
図を使用するよう求める旨の記載があったものの、海図を備えてい
なかった。

(2) 三角港の状況

三角港は、熊本県の中央部から西方に突き出た宇土半島南西端に
位置し、東側の戸馳島、南側の維和島及び西側の大矢野島によって
囲まれ、同港北方の島原湾及び南方の八代海にそれぞれ通ずる港で、
大矢野島東岸には東方に突き出た松ヶ埼が、松ヶ埼先端の東方約
330メートル沖合には鬼島がそれぞれあり、松ヶ埼先端付近がA
の係留地であった。

鬼島は、南北の長さ約560メートル、東西の長さ約400メー
トルの島で、同島北側から南方に延びる水路付近を除き、周囲を岩
浜及び砂浜からなる干出浜に囲まれており、同干出浜のうち北部が、
踊瀬と呼称され、同水路北口から北方に約100メートル、西方に
約250メートル拡張し、踊瀬の中に高さ2.9メートルの水上岩
が所在し、海図W194には、踊瀬西端の西方沖合約70メートル

のところに2メートル等深線が表示されていた。(以下、踊瀬及び踊瀬と2メートル等深線に囲まれた海域を合わせて「踊瀬浅所」という。)

(3) a 受審人の経歴

a 受審人は、令和元年8月から遊漁船業を始めて以来、前示係留地を使用し、夏期には1月あたり10回ないし15回、冬期には1月あたり5回ないし10回遊漁を行い、平素、同係留地に接近する際、先に係船している他の船舶にAの航走波を当てて動揺させたくないと考え、一旦鬼島西端に接近して同島西岸に沿って南下したのち右転し、係留地の岸壁にほぼ直角になる針路として西行していた。

また、a 受審人は、低潮時に現れた踊瀬浅所の干出浜を複数回視認したことがあり、同浅所の存在を知っていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.45メートル船尾1.35メートルの喫水をもって、令和4年1月21日06時30分前示係留地を発し、熊本港沖合の釣り場に向かった。

発航に先立ち、a 受審人は、踊瀬浅所の詳細な拡張状況を承知していなかったが、これまで航行中に乗り揚げたことがなかったので、海図で同拡張状況を確認しなくても無難に航行できるものと思い、海図W194を入手して踊瀬浅所の詳細な拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、07時30分前示釣り場に至って遊漁を開始し、13時10分遊漁を終えて同釣り場を発進して帰途に就き、GPSプロッターを約500メートル四方が表示される設定として作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たって鬼島北東方沖合に至

り、14時07分少し過ぎ鬼島所在の四等三角点鬼島（以下「鬼島三角点」という。）から007度（真方位、以下同じ。）460メートルの地点で、針路を252度に定め、9.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、14時08分鬼島三角点から333.5度420メートルの地点に至ったとき、針路を234度に転じ、4.7ノットの速力に減じて続航した。

こうして、a受審人は、転針したとき、船首方90メートルのところ存在する踊瀬浅所に向首接近する状況となったものの、このことに気付かずに進行し、14時08分少し過ぎ鬼島三角点から320度410メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器軸、同翼、舵軸及び舵板に曲損を、船尾部船底外板に亀裂を生じたものの、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、三角港において、熊本港沖合の釣り場に向けて発航する際、水路調査が不十分で、帰航中、踊瀬浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、三角港において、遊漁の目的で熊本港沖合の釣り場に向けて発航する場合、踊瀬浅所の存在を知っていたものの、同浅所の詳細な拡張状況までを承知しておらず、また、備えていたGPSプロッターが踊瀬浅所を明確に表示しないものであったから、同浅所に向首進行して乗り揚げることはないよう、海図W194を入手して踊瀬浅所の拡張

状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中に乗り揚げたことがなかったのに、海図で踊瀬浅所の拡張状況を確認しなくても無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、帰航中、同浅所に向首進行していることに気付かず、踊瀬浅所に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 1 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎